

平成28年度 社会福祉法人清徳会 事業計画

社会福祉法人清徳会は、基本理念に基づき、地域福祉の充実のため「制度改正に対応し地域ニーズに合う事業展開」「施設の整備・充実」「健全な運営」「介護人材の確保」を念頭に置いて、特別養護老人ホーム新宮園・豊楽園・南風園及びサービス付き高齢者向け住宅清徳会宙の事業運営を推進する。

1 時代や地域ニーズの変化に対応した事業展開

- ① 介護保険制度の趣旨や内容を見極め入居者、利用者等に周知するとともに、施設における各事業の運営をより効率的なものとするよう機能訓練加算や夜間看護体制加算の取得を図る。
- ② 社会福祉法人改革の動向を把握した上で、新たな福祉ニーズに対応する事業を展開することとし、非営利性、公益性サービスなどの社会貢献事業へ参画し、社会福祉法人としての本来の機能と役割を果たす。
- ③ 利用者満足度の聴取、分析、分析結果の評価を行い公表する。
- ④ 地域、関係団体等に対し改めて清徳会の活動内容を理解していただくためホームページ等により積極的な広報活動を行う。また、職員に対しても、清徳会職員としての意識を高めるため内部広報も積極的に行う。

2 施設の整備・充実

- ① 施設介護の新たな方向性（入居者のプライバシー保護・重度化、職員の労務負担軽減）に対処できるよう必要な設備や備品などの充実に努める。また、介護リフト等介護ロボットの導入を促進する。
- ② 施設や設備などの老朽化等に伴い改良や更新に努め、平成28年度は新宮園のナースコールを更新する。
- ③ 介護ICT（Information and Communication Technology）を促進させる。
- ④ サービス付き高齢者向け住宅を整備したことにより、施設・在宅の枠を越えた地域福祉を築くことに努める。
- ⑤ 災害時における高齢者の避難拠点としての役割を担うなど、地域における社会福祉施設として先駆的な役割を遂行する。

3 健全な運営

- ① 特別養護老人ホームの入居利用率97%、ショートステイ利用率95%、デ

イサービス利用率 85%を目標として収入効率を高め、決められた報酬の中で無駄を省き、備品等は施設間で相互利用する。また、諸経費の見直しを図り的確な予算管理と計数管理を行い情勢の変化に対応できる経営体制を確立する。

- ② 今後想定される大規模な施設整備を見据え、再投資資金の一層の充実に努める。
- ③ 施設の近隣地域との連携を強化し共に歩む施設づくりを進め、災害の際は地域の拠点として安全を得る施設となるよう日々訓練を心がける。
- ④ 地域から求められる地域活動の実践に取組み健康講座等のイベントを開催し、自治会や老人会等との積極的な交流を図る。
- ⑤ 財務状況の公表はもとより適正な情報を外部に公表することにより、利用者等に対する法人の信頼性を高めてゆく。
- ⑥ 福祉サービス第三者評価事業により、事業運営における問題点を把握し、サービス向上に結び付ける。
- ⑦ 清徳会のサービスを利用したい、清徳会で働きたいと言ってもらえるブランドづくりの一環として宣伝文句（キャッチコピー）を設定する。

4 介護人材の確保

- ① 託児室の整備と介護負担を軽減する策を講じること等、より働きやすい職場環境づくりに努め、介護職員養成事業を展開し介護人材育成と確保を目指す。
- ② 入居者、利用者により高度で専門的なサービスを提供できるよう、研修を通じて職員の専門知識を高めるとともに、職員の資格取得を推奨する。
- ③ 円滑に休暇がとれるなど、子育てに優しい職場づくりをめざす。
- ④ 臨時職員から正規職員への登用など柔軟な採用方法を実施し、雇用機会の増大を図る。
- ⑤ 福利厚生 の 充実 と 昇給 を 確保 する こと 等 に よ り 処 遇 全 般 の 改 善 を 図 る と ともに、働きがいのある職場づくりの一環として教育と評価一体型の仕組みを構築する。

5 理事会の開催

理事の合議体である理事会において、法人・施設の経営方針を立て、事業計画や予算等の重要な方針決定を行う。

法人の適正で円滑な運営を図るために、次により理事会を開催する。

- ① 定例会 5月、12月及び3月

- ② 臨時会 理事長が必要と認めたとき

6 評議員会の開催

評議員会は、重要事項に関して意見を述べる諮問機関であり、理事とは異なる立場から意見を述べ、よりよい法人の業務運営に資するよう努める。

法人の適正な運営について、評議員から意見を聴取するため、次により評議員会を開催する。

- ① 定例会 5月、12月及び3月
- ② 臨時会 理事長が必要と認めたとき

施設福祉部門 事業計画

基本方針

清徳会の基本的理念に従い、居宅への復帰を最終目標に、入居者の基本的人権を尊重し権利利益を保護して、その独立心を損なうことなく充実した生きがいある生活を送る事が出来るよう職員が連携し質の高い援助を行う。また、高齢者虐待の防止の趣旨に沿って介護にあたり、必要な場合は保護等に努める。

1. 入居者処遇

「目的」

入居者の主体性と個人を尊重し身体状況やニーズに合わせたケアプランを作成する。また、個別ケアに心掛け、ゆとりのある介護と生活の質の向上、穏やかで安定した生活の実現を図る。なお、南風園においては、ユニットでの小規模な生活単位の中で個別ケアを行う。

入居者の重度化に対応し自立支援に向け、現状を分析し状態把握を重ねることにより、科学的介護の必要性を見極め、その評価と見直しに取り組む。

(方針)

① 入居者の立場に立った援助

人格の尊重と個々のニーズ把握に努め、充実した生きがいある生活を送る事が出来るよう個別ケアを行う。

② ケアプランの策定

専任の介護支援専門員により、入居者一人ひとりのニーズをきめ細かに把握して本人及び家族の希望に沿ったケアプランを策定しわかりやすく説明するとともに、状況に応じた見直しを進めより適切な処遇に努める。

③ リハビリテーションの充実

- (イ) 残存機能の維持に重点をおき、専門家の指導・助言を仰いで機能回復訓練を実施する。
- (ロ) 職員が積極的に関わることにより、生活リハビリへの意識向上に努める。

④ 食事

入居者が心身共に健康な生活を送ることができるよう、ニーズに合った食事の提供に努める。

(イ) ニーズ把握のための嗜好調査

(ロ) 充実した食生活のための環境整備

(ハ) 毎食選択による内容の充実

(二) 栄養ケアマネジメントによる個人に適した栄養管理の実施

⑤ 健康管理

入居者の高齢化・重度化を踏まえ、施設内の連携を良くし健康管理に努める。また、介護職員による医療行為が認められる事を受けて、実施体制を確立する。

(イ) 日常の状態把握を確実にを行い、異常の早期発見と早期対応を心掛け、嘱託医(新宮園 2名・豊楽園 2名・南風園 2名)、協力病院(久美愛病院・高山赤十字病院)と連携して適切な処遇を行う。

(ロ) 嘱託医師による診療と健康保持、体調管理を定期的に行う。看護師による対応のほか、所定の研修を修了した介護士による医療面での対応が実施できる体制を整えていく。

(ハ) 歯科医師(新宮園 2名・豊楽園 1名・南風園 2名)による口腔ケア及び治療を実施する。

(二) 家族や本人に対し健康面での情報を開示することで、問題点の共有と互いの役割を把握し、適切な協力関係を築く。

(ホ) 終末ケアに向けては、本人の希望を家族、嘱託医師とが話し合うことにより、施設との連携をはかる。

(ヘ) 施設内で連携をはかり感染防止に努めるとともに蔓延防止の策を講じる。

⑥ 事故防止への取り組み

事故は発生するものと考え、常に入居者の安全に配慮し処遇を行なう。

(イ) ひやりハットを活用し、事故を最小限に食い止める策を講じる。

(ロ) リスクマネジメント研修を実施しそれを実践する。

⑦ 身体拘束廃止への取り組み

緊急止むを得ない場合を除き、入居者の行動を制限しない処遇を行う。

(イ) 切迫性・非代替性・一時性等の状況の確認をする。

(ロ) 常に処遇の見直しに努める。

⑧ 個人情報の保護

利用者やその家族の個人情報の適正な取り扱いをする。

(イ) 利用目的を明確にし、保管・管理体制に万全を期する。

(ロ) 職員の個人情報保護意識を高めるよう、周知徹底する。

2. 住環境の整備

「目的」

質の高い生活を送る事が出来るよう居室及び園内外の美化整備に努め、快適な住環境を提供する。

(方針)

- ① 担当職員を中心に居室の整理整頓・美化に努め、生活の場としての個性豊かな部屋づくり及び環境づくりに心掛ける。
- ② 居室の適温適湿の保持に努め、快適な住環境を提供する。
- ③ 寝具、リネン類は常に清潔なものとする。

3. 防災

「目的」

万一の災害に備え、人命の安全確保と施設の保全を念頭に、常に迅速な行動が取れるよう意識し、被害の防止に努める。

(方針)

- ① 自衛消防隊組織を編成する。
- ② 年間計画に基づく定期的な訓練を実施する。
- ③ 町内非常時協力員(新宮園 15名・豊楽園 12名・南風園 12名)を委嘱し十分な連携を図る。
- ④ 総合防災訓練を実施する。
- ⑤ 地震災害想定訓練、行方不明者捜索訓練を実施する。

4. 家族との連携

「目的」

家族との意見交換の機会を設けることで連携強化に努め、適切な協力関係を構築し、入居者

の家庭復帰を目指していく。

(方針)

- ① 入所時に重要事項や事前了解事項を十分に説明し理解を得ておく。
- ② ケアプランの作成及び変更の際し確認などの面談等を通じて連携を強める。(家庭復帰への働き掛け)
- ③ 全体行事・園行事への参加を依頼する。(清徳会主催行事・夏祭り等)
- ④ 家族面会及び懇談会(家族ふれあいデー)等を通じてのつながりを強める。(入居者の意見家族の意向等を把握)

5. 職員の資質の向上

「目的」

基本理念に基づき日々自己研鑽に努め、「老人福祉施設倫理綱領」を遵守し、社会福祉従事者としての自覚と責任醸成と組織人として互いを尊重し合い、信頼し合える人間関係を構築する。

(方針)

- ① 各部署、各委員会において、介護技術の標準化と、業務の負担軽減に向けての取組等に関し、課題を討議するとともに自主的な勉強会を行う。
- ② 各種研修に参加し、福祉施設職員としての専門知識と技術の向上に努める。
- ③ あらゆる場面において活発な意見交換を行う。
- ④ 先進施設の情報を収集し、処遇の向上に努める。
- ⑤ 具体的な目標を掲げ、ユニットケア、個別ケアを推進する。

各園の委員会

委員会名	新宮園	豊楽園	南風園
衛生委員会	○	○	○
苦情解決委員会	○	○①	○
身体拘束廃止委員会	○	○	○
感染症予防対策委員会	○	○	○
事故対策委員会	○	○	○
褥瘡予防対策委員会	○	○	○
連携医療ケア委員会	○	○	○
環境・営繕委員会	○	○	○
防災委員会	○	○	○
広報委員会	○	○②	○
研修委員会	○	×	○
食事委員会	○	各棟○	ユニット○
排泄委員会	○	各棟○	ユニット○
入浴委員会	○	各棟○	ユニット○
リハビリ委員会	各棟○	各棟○	ユニット○
資質向上・接遇委員会	○	○①	○
ケアプラン委員会	各棟○	×	○
対外行事委員会	各棟○	○②	○
文化祭等実行委員会	○	○	○

①～②：同一委員会として実施

6. 職員の健康管理及びメンタルケア

「目的」

健康で働きやすい職場づくりに努め、仕事で生じるストレス等を解消するための策を講じる。

(方針)

- ① 職員の定期健康診断の実施
- ② ストレスチェックの実施
- ③ 産業医から適切な指導を受ける。
(イ) 健康に関する相談、アドバイス
(ロ) 職場環境の改善等の助言
- ④ メンタルヘルス等に関する教育研修・情報提供
- ⑤ 職員が互いに信頼し、協力し合い仕事に励む。
- ⑥ 楽しい職場づくりに努める。

7. 地域交流

「目的」

地域社会とのつながりを大切にし、積極的な地域交流や社会参加の機会を持つよう努める。

(方針)

- ① 組織ボランティア及び個人ボランティアとの積極的に交流し、連携を深める。
- ② 各校下の園児、児童、生徒等との交流を深め、学校行事(運動会、文化祭等)への参加及び来園等を積極的に進める。
- ③ 視察、研修等の受入れにより社会性の拡大と施設への理解を深める。
- ④ 地域行事などへ積極的に参加する。
- ⑤ 園行事を通じての地域交流を図る。
- ⑥ 医療、保健、福祉の関係各機関との連携を深める。

8. 開かれた施設

「目的」

地域社会に情報を公開することで施設の役割を明確にし、入居者が安心して生活できるよう努める。

(方針)

- ① 第三者委員と連携して円滑に進める。
- ② インターネットによる介護サービス情報の公表とホームページの充実により広く情報を提供する。
 - ・新宮園「ひだまり」
 - ・豊楽園「ひなたぼっこ」
 - ・南風園「みなみかぜ」

在宅福祉部門 事業計画

基本方針

特別養護老人ホーム等を母体としながら施設の機能、職員の専門性を生かし、在宅の要支援老人及び要介護老人への援助やその家族への支援を行い、より長く在宅において生活出来るよう質の高い援助を行う。

また、高齢者虐待の防止のための啓発活動及び保護等に協力し、地域社会に福祉サービスの情報を開示することで、在宅福祉のさらなる向上に寄与する。

常に自己研鑽に励み、専門知識や資格を習得し、技術の向上に努める。

1. 通所介護事業 デイサービスセンター新宮園・豊楽園・南風園・清徳会宙

「目的」

在宅の要介護状態又は要支援状態及び基本チェックリストに該当する高齢者等に対し、ケアプラン及び予防ケアプランに基づいて、利用者の能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、各種のサービスを提供することにより、利用者の心身機能の維持向上を図ると共に、家族の介護負担を軽減することを目的とする。

(方針)

- ① 自立性を尊重し主体性のある生活への援助に努める。
- ② 家族との連携を密にし、介護と健康管理の一体化に努める。
- ③ 趣味やリハビリ活動を通して心身機能低下の防止と生きがいの発見に努める。
- ④ 地域社会への参加と交流に努める。
- ⑤ 介護者に対して介護技術等必要な支援を行う。
- ⑥ 居宅介護支援事業者等関係機関との連携を図り、情報を共有し利用者のニーズに対応するとともに、新規利用者の獲得に努める。
- ⑦ 介護予防に取り組むことで、利用者の在宅生活を支援する。
- ⑧ 利用者の利便性を考慮して利用日や送迎を設定・実施する。

2. 訪問介護事業 ホームヘルプサービスセンター南風園

「目的」

在宅の要介護状態又は要支援状態及び基本チェックリストに該当する高齢者等に対し、ケアプラン及び予防ケアプランに基づいて利用者の有する能力に応じた入浴・排泄・食事の介助等、生活全般にわたるきめ細やかなサービスを提供することにより、健全で安らかな在宅生活を送ることが出来るよう援助する。これにより家族の介護負担の軽減を図ることを目的とする。

(方針)

- ① 利用者の自主性、社会性の回復に努める。
- ② 利用者のニーズや利用目的を把握し、心身機能の維持向上につなげる。
- ③ 家庭の介護負担を軽減し、生活の質の維持向上を進める。
- ④ 居宅介護支援事業者等関係機関との連携を図り、情報を共有し利用者のニーズに対応する

とともに、新規利用者の獲得に努める。

3. 短期入所事業 ショートステイ新宮園・豊楽園・南風園

「目的」

在宅の要介護状態又は要支援状態に該当する高齢者等に対し、短期間施設に入所することにより、利用者本人の気分転換をはじめ、家族の介護負担軽減や、緊急時の介護代替機能を果たすことを目的とする。

(方針)

- ① ケアプラン及び予防ケアプランに従い、個別処遇を進める。
- ② 利用者の状況を十分把握し、安全面の徹底を図る。
- ③ 家庭生活の延長と考え、快適な施設での生活が送れるよう努める。
- ④ 居宅介護支援事業者等関係機関との連携を図り、情報を共有し利用者のニーズに対応するとともに、新規利用者の獲得に努める。
- ⑤ 空床利用を積極的に受け入れ、利用者のニーズに応える。

4. 宅配給食サービスの実施（清徳会宙・高山市委託）

「目的」

在宅の独居老人、高齢者世帯等を対象に特別食を配食し在宅生活の支援に努める。

(方針)

- ① 利用者のニーズの把握と安否確認を行う。
- ② 利用者の健康状態に合わせ、栄養管理されたおいしい食事を提供する。
- ③ 社会とのつながりを持てるよう支援する。
- ④ 適時適温に努める。

共通項目．職員の健康管理及びメンタルケア

「目的」

健康で働きやすい職場づくりに努め、仕事で生じるストレス等を解消するための策を講じる。

(方針)

- ① 職員の定期健康診断の実施。
- ② ストレスチェックの実施。
- ③ 産業医から適切な指導を受ける。
(イ) 健康に関する相談、アドバイス
(ロ) 職場環境の改善等の助言
- ④ メンタルヘルス等に関する教育研修・情報提供。
- ⑤ 職員が互いに信頼し、協力し合い仕事に励む。
- ⑥ 楽しい職場づくりに努める。

在宅福祉部門 事業計画

基本方針

特別養護老人ホーム等を母体としながら施設の機能、職員の専門性を生かし、在宅の要支援老人及び要介護老人への援助やその家族への支援を行い、より長く在宅において生活出来るよう質の高い援助を行う。

また、高齢者虐待の防止のための啓発活動及び保護等に協力し、地域社会に福祉サービスの情報を開示することで、在宅福祉のさらなる向上に寄与する。

常に自己研鑽に励み、専門知識や資格を習得し、技術の向上に努める。

1. 通所介護事業 デイサービスセンター新宮園・豊楽園・南風園・清徳会宙

「目的」

在宅の要介護状態又は要支援状態及び基本チェックリストに該当する高齢者等に対し、ケアプラン及び予防ケアプランに基づいて、利用者の能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、各種のサービスを提供することにより、利用者の心身機能の維持向上を図ると共に、家族の介護負担を軽減することを目的とする。

(方針)

- ① 自立性を尊重し主体性のある生活への援助に努める。
- ② 家族との連携を密にし、介護と健康管理の一体化に努める。
- ③ 趣味やリハビリ活動を通して心身機能低下の防止と生きがいの発見に努める。
- ④ 地域社会への参加と交流に努める。
- ⑤ 介護者に対して介護技術等必要な支援を行う。
- ⑥ 居宅介護支援事業者等関係機関との連携を図り、情報を共有し利用者のニーズに対応するとともに、新規利用者の獲得に努める。
- ⑦ 介護予防に取り組むことで、利用者の在宅生活を支援する。
- ⑧ 利用者の利便性を考慮して利用日や送迎を設定・実施する。

2. 訪問介護事業 ホームヘルプサービスセンター南風園

「目的」

在宅の要介護状態又は要支援状態及び基本チェックリストに該当する高齢者等に対し、ケアプラン及び予防ケアプランに基づいて利用者の有する能力に応じた入浴・排泄・食事の介助等、生活全般にわたるきめ細やかなサービスを提供することにより、健全で安らかな在宅生活を送ることが出来るよう援助する。これにより家族の介護負担の軽減を図ることを目的とする。

(方針)

- ① 利用者の自主性、社会性の回復に努める。
- ② 利用者のニーズや利用目的を把握し、心身機能の維持向上につなげる。
- ③ 家庭の介護負担を軽減し、生活の質の維持向上を進める。
- ④ 居宅介護支援事業者等関係機関との連携を図り、情報を共有し利用者のニーズに対応する

とともに、新規利用者の獲得に努める。

3. 短期入所事業 ショートステイ新宮園・豊楽園・南風園

「目的」

在宅の要介護状態又は要支援状態に該当する高齢者等に対し、短期間施設に入所することにより、利用者本人の気分転換をはじめ、家族の介護負担軽減や、緊急時の介護代替機能を果たすことを目的とする。

(方針)

- ① ケアプラン及び予防ケアプランに従い、個別処遇を進める。
- ② 利用者の状況を十分把握し、安全面の徹底を図る。
- ③ 家庭生活の延長と考え、快適な施設での生活が送れるよう努める。
- ④ 居宅介護支援事業者等関係機関との連携を図り、情報を共有し利用者のニーズに対応するとともに、新規利用者の獲得に努める。
- ⑤ 空床利用を積極的に受け入れ、利用者のニーズに応える。

4. 宅配給食サービスの実施（清徳会宙・高山市委託）

「目的」

在宅の独居老人、高齢者世帯等を対象に特別食を配食し在宅生活の支援に努める。

(方針)

- ① 利用者のニーズの把握と安否確認を行う。
- ② 利用者の健康状態に合わせ、栄養管理されたおいしい食事を提供する。
- ③ 社会とのつながりを持てるよう支援する。
- ④ 適時適温に努める。

共通項目、職員の健康管理及びメンタルケア

「目的」

健康で働きやすい職場づくりに努め、仕事で生じるストレス等を解消するための策を講じる。

(方針)

- ① 職員の定期健康診断の実施。
- ② ストレスチェックの実施。
- ③ 産業医から適切な指導を受ける。
(イ) 健康に関する相談、アドバイス
(ロ) 職場環境の改善等の助言
- ④ メンタルヘルス等に関する教育研修・情報提供。
- ⑤ 職員が互いに信頼し、協力し合い仕事に励む。
- ⑥ 楽しい職場づくりに努める。

平成28年度 サービス付き高齢者向け住宅清徳会宙（そら）

公益事業部門 事業計画

基本方針

清徳会の基本理念に従い、地域の高齢者に良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅を供給し、高齢者に適した施設で安定的に居住することができることにより福祉の増進に寄与することを目指す。

また、在宅の要支援老人及び要介護老人への援助やその家族への支援を行い、より長く在宅において生活が出来るよう質の高い援助を行う。

1. サービス付き高齢者向け住宅

「目的」

支援が必要な入居者が最低限度の援助で快適な生活が送れるための設計・環境づくりを目指し、入居者が安心して生活を続けられる環境を整備する。

(方針)

① 入居者の立場に立った援助

人がその人らしく生活できる環境づくりに心掛け、入居者が心身ともに健康な生活が保持できるよう、職員スタッフの充実を図り対応する。また、入居者の個性を尊重した生活を配慮し、安心して暮らせるよう援助する。

② 食事の提供

施設は食事サービスを提供するが、入居者の自立支援を目指すために、週2回程度入居者自身が訪問介護等を利用して調理できるシステムを提供する。

③ 他の地域福祉サービスとの連携

併設する特定施設等の施設行事に参加していただき、季節感のある生活を過ごしていただく。また、地域が行う行事等を入居者に周知し積極的な参加を促す。

2. 地域密着型特定施設入居者生活介護

(1) 入居者処遇

「目的」

要介護状態によって自立した生活が困難になった入居者に対して、食事、入浴、排泄等の日常生活の援助及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、入居者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(方針)

① 介護は、入居者の心身の状況に応じ、自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行うものとし、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

② ケアプランの策定

専任の介護支援専門員により、入居者一人ひとりのニーズをきめ細かに把握して本人及び

家族の希望に沿ったケアプランを策定し、状況に応じた見直しを進め、より適切な処遇に努める。

③ リハビリテーションの充実

- (イ) 残存機能の維持に重点をおき、専門家の指導・助言を仰いで機能回復訓練を実施する。
- (ロ) 職員が積極的に関わることにより、生活リハビリへの意識向上に努める。

④ 食事

入居者が心身共に健康な生活を送ることができるよう、ニーズに合った食事の提供に努める。

- (イ) ニーズ把握のための嗜好調査
- (ロ) 充実した食生活のための環境整備
- (ハ) 毎食選択による内容の充実
- (二) 管理栄養士による個人に適した栄養管理の実施

⑤ 健康管理

入居者の高齢化・重度化を踏まえ、施設内の連携を良くし健康管理に努める。また、介護職員による医療行為が認められる事を受けて、実施体制を確立する。

- (イ) 日常の状態把握を確実にを行い、異常の早期発見と早期対応を心掛け、かかりつけ医、協力病院(久美愛病院・高山赤十字病院)と連携して適切な処遇を行う。
- (ロ) 健康保持、体調管理を定期的に行う。看護師による対応のほか、所定の研修を修了した介護士による医療面での対応が実施できる体制を整えていく。
- (ハ) 歯科医師による口腔ケア及び治療を実施する。
- (二) 家族や本人に対し健康面での情報を開示することで、問題点の共有と互いの役割を把握し、適切な協力関係を築く。
- (ホ) 終末ケアに向けては、本人の希望を家族、かかりつけ医とが話し合うことにより、施設との連携をはかる。
- (ヘ) 施設内で連携をはかり感染防止に努めるとともに蔓延防止の策を講じる。

⑥ 事故防止への取り組み

事故は発生するものと考え、常に入居者の安全に配慮し処遇を行なう。

- (イ) ひやりハットを活用し、事故を最小限に食い止める策を講じる。
- (ロ) リスクマネジメント研修を実施しそれを実践する。

⑦ 身体拘束廃止への取り組み

緊急止むを得ない場合を除き、入居者の行動を制限しない処遇を行う。

- (イ) 切迫性・非代替性・一時性等の状況の確認をする。
- (ロ) 常に処遇の見直しに努める。

⑧ 個人情報の保護

利用者やその家族の個人情報の適正な取り扱いをする。

- (イ) 利用目的を明確にし、保管・管理体制に万全を期する。
- (ロ) 職員の個人情報保護意識を高めるよう、周知徹底する。

(2) 住環境の整備

「目的」

質の高い生活を送る事が出来るよう居室及び園内外の美化整備に努め、快適な住環境を提供する。

(方針)

- ① 担当職員を中心に居室の整理整頓・美化に努め、生活の場としての個性豊かな部屋づくり及び環境づくりに心掛ける。
- ② 居室の適温適湿の保持に努め、快適な住環境を提供する。

- ③ 寝具、リネン類は常に清潔なものとする。

(3) 防災

「目的」

万一の災害に備え、人命の安全確保と施設の保全を念頭に、常に迅速な行動が取れるよう意識し、被害の防止に努める。

(方針)

- ① 自衛消防隊組織を編成する。
- ② 年間計画に基づく定期的な訓練を実施する。
- ③ 町内非常時協力員を委嘱し十分な連携を図る。
- ④ 総合防災訓練を実施する。
- ⑤ 地震災害想定訓練、行方不明者捜索訓練を実施する。

(4) 家族との連携

「目的」

家族との意見交換の機会を設けることで連携強化に努め、適切な協力関係を構築する。

(方針)

- ① 入居時に重要事項や事前了解事項を十分に説明し理解を得ておく。
- ② ケアプランの作成及び変更の際に確認などの面談等を通じて連携を強める。
- ③ 全体行事・清徳会宙の行事へ参加を依頼する。(清徳会主催行事・夏祭り等)
- ④ 家族面会及び懇談会(家族ふれあいデー)等を通じてのつながりを強める。(入居者の意見家族の意向等を把握)

(5) 職員の資質の向上

「目的」

基本理念に基づき日々自己研鑽に努め、「老人福祉施設倫理綱領」を遵守し、社会福祉従事者としての自覚と責任醸成と組織人として互いを尊重し合い、信頼し合える人間関係を構築する。

(方針)

- ① 介護技術の標準化と、業務の負担軽減に向けての取組等に関し、課題を討議するとともに自主的な勉強会を行う。
- ② 各種研修に参加し、福祉施設職員としての専門知識と技術の向上に努める。
- ③ あらゆる場面において活発な意見交換を行う。
- ④ 先進施設の情報を収集し、処遇の向上に努める。
- ⑤ 具体的な目標を掲げ、ユニットケア、個別ケアを推進する。
- ⑥ 苦情解決委員会、身体拘束廃止委員会等を組織する。

(6) 職員の健康管理及びメンタルケア

「目的」

健康で働きやすい職場づくりに努め、仕事で生じるストレス等を解消するための策を講じ

る。

(方針)

- ① 職員の定期健康診断の実施。
- ② ストレスチェックの実施。
- ③ 産業医から適切な指導を受ける。
(イ) 健康に関する相談、アドバイス
(ロ) 職場環境の改善等の助言
- ④ メンタルヘルス等に関する教育研修・情報提供。
- ⑤ 職員が互いに信頼し、協力し合い仕事に励む。
- ⑥ 楽しい職場づくりに努める。

(7) 地域交流

「目的」

地域社会とのつながりを大切にし、積極的な地域交流や社会参加の機会を持つよう努める。

(方針)

- ① 地域住民等で組織する運営推進会議を開催し、活動状況を報告する。
- ② 組織ボランティア及び個人ボランティアとの積極的に交流し、連携を深める。
- ③ 各校下の園児、児童、生徒等との交流を深め、学校行事(運動会、文化祭等)への参加及び来園等を積極的に進める。
- ④ 視察、研修等の受入れにより社会性の拡大と施設への理解を深める。
- ⑤ 地域行事などへ積極的に参加する。
- ⑥ 清徳会宙の行事を通じての地域交流を図る。
- ⑦ 医療、保健、福祉の関係各機関との連携を深める。

(8) 開かれた施設

「目的」

地域社会に情報を公開することで施設の役割を明確にし、入居者が安心して生活できるよう努める。

(方針)

- ① 第三者委員と連携して円滑に進める。
- ② インターネットによる介護サービス情報の公表とホームページの充実により広く情報を提供する。
- ③ 広報誌の発行。

3. 居宅介護支援事業 ケアプランセンター清徳会

「目的」

各関係機関との連携を密にし、在宅の要介護状態又は要支援状態及び基本チェックリストに該当する高齢者等に対し、適切なケアプランを作成し介護サービスの提供をすることを目的とする。

(方針)

- ① ケアプランの作成等の作成に際し、利用者等の意志を尊重し在宅における生活ができるよ

う、保健・医療・福祉のサービス事業者と連携して総合的かつ効果的にサービスが提供されるように努める。

- ② サービス担当者会議、モニタリング等を通じ利用者の状態把握に努めケアプランを作成する。
- ③ 各種研修を通して介護支援専門員としての資質向上をはかり、効率的で柔軟なサービス利用ができるよう進める。